

松江市営野球場 研修室 利用料金

占用利用

利用区分	時間区分	1時間につき
一般		330円
営利宣伝を目的とした場合		410円

- 研修室の利用料金は、野球場を占用利用する場合は徴収しない。
- 利用のための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含む。
- 1時間に満たない時間は、1時間として算定する。
- 2日以上にわたり利用する場合において、原状回復を行わず他の利用を妨げるときは、利用されない場合であっても通常の利用とみなし、当該利用料金を徴収する。